

国境（くにざかい）の山寺

－石清水八幡宮前身寺院に関する憶測－

上原真人

1. はじめに－石清水寺存否－

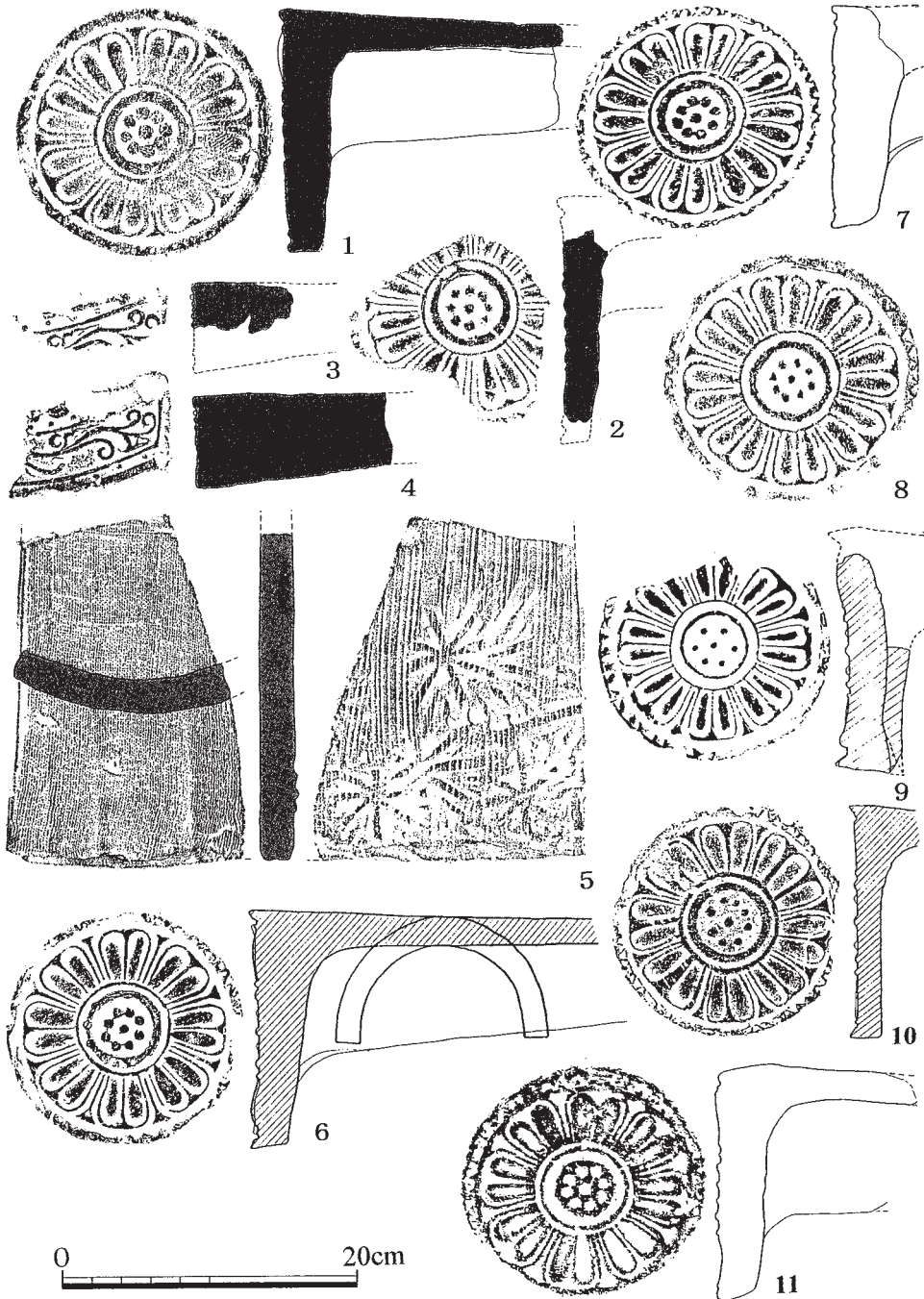
2012年1月の官報告示で、京都府八幡市男山にある石清水八幡宮境内は国史跡になった。「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」という基準による「3 社寺など祭祀信仰に関する遺跡」として評価されたのだ。

石清水八幡宮は、貞観元(859)年、大安寺僧、行教が九州の豊後国宇佐八幡宮から八幡大菩薩を勧請し建立した。日本中いたる所にある八幡さんの本家は宇佐神宮だが、八幡神が広く流布するようになるには、石清水八幡宮のほうが貢献している。とくに武士の台頭にともない、軍神として源氏に篤く信仰されたことは、鎌倉の鶴岡八幡宮をはじめとする八幡宮が全国区となる最大の理由である。

石清水八幡宮を史跡にするにあたり、八幡市教育委員会は詳細な地図をこしらえ、発掘も含めた境内全域の考古学的調査を実施し、報告書を刊行した〔八幡市教委2011〕。石清水八幡宮境内で古代瓦が出土することは、古くから知られていた〔天沼1926〕。「神社で瓦」と驚く人もいるが、石清水八幡宮に勧請された神は八幡大菩薩で、当初から仏教的衣裳をまとう。鎌倉鶴岡八幡宮も同様だが、史料に「宮寺」という呼称もある。

幕末・明治の廃仏毀釈で、仏堂・塔などの仏教建築は姿を消すが、石清水八幡宮の文化財には神仏習合色が強い。山上にある本殿や正面の門は檜皮葺だが、本殿を囲む回廊は本瓦葺である。出土した瓦を見る限り、本瓦葺回廊は貞観元年の石清水八幡宮造営時までさかのぼるとみてよい〔向井2005〕。

ところが、八幡市教育委員会が刊行した報告書には、石清水八幡宮の創建年代よりもさかのぼる瓦が複数個体掲載されている(第1図-1~5など)。主体をなす複弁八葉蓮華文軒丸瓦は二重突線で囲む中房に1+8の蓮子を置き、外区に突線鋸歯文がめぐる(第1図-1・2)。これまで紹介されることがなく、男山が立地する山城国や隣接の河内国では見たこともない瓦だ。同範の軒丸瓦は遠く離れた播磨国西部、現在の加古川市野口町にある野口廃寺跡で出土している(第1図-6~8)〔井内1975、井内古文化研究室1990〕。川



第1図 石清水八幡宮出土の西播磨系瓦と野口廃寺式軒丸瓦の展開(縮尺5分の1)
 1~5 石清水八幡宮境内 [八幡市教委2011] 6~8 加古川市野口廃寺 [井内古文化研究室1990、播磨考古学研究集会2002] 9 たつの市小神廃寺 [井内古文化研究室1990] 10 小野市広渡廃寺 [井内古文化研究室1990] 11 加古川市石守廃寺 [播磨考古学研究集会2002]

原寺式の特徴をわずかにとどめる7世紀末～8世紀前葉の軒丸瓦である。

石清水八幡宮では、以前から平安時代後期(11～12世紀)の播磨産軒瓦が知られている[上原1978、星野・宇佐2004、向井2005]。同種の瓦は平安京内外でも出土し、おもに摂関・院政時代における瓦の生産と流通を示す[上原1978・2014a]。しかし、第1図-1・2の瓦は、それよりも格段に古い。

似た文様の瓦は、たつの市小神廃寺(第1図-9)や小野市広渡廃寺(第1図-10)で出土し、同じ文様系譜下の軒丸瓦は加古川市石守廃寺でも出土する(第1図-11)。播磨瓦の研究者は、これを「野口(廃寺)式軒瓦」と呼び[井内古文化研究室1990]、西播磨で7世紀末～8世紀前葉にかけて独自の展開をとげた瓦と捉える。基本的に賛成である。

それでは、どうしてそのように古い瓦が石清水八幡宮境内で出土するのか。残念ながら採集資料なので、石清水八幡宮のどこで使用した瓦かわからない。しかし、同じ軒丸瓦が複数個体採集され、別に採集された平瓦に、野口廃寺と同じ叩目をもつ例(第1図-5)もあるので、7世紀末～8世紀前葉に西播磨の瓦が石清水の地にもたらされたと理解して間違いない。第1図-5の平瓦凹面にある凹凸は、桶型に巻いた粘土を4分割して平瓦を作った証拠で、当該瓦が7世紀末～8世紀前葉の製品であることを示す。

7世紀末～8世紀前葉は神仏習合が明確化する以前なので、瓦が出土すれば古代寺院を想定するのが自然である。鎌倉初期の別当田中道清が始めた石清水八幡宮文書・記録集『宮寺縁事抄』には「石清水者、素山寺之名也。権現移座男山之後、改東面堂為南面、薬師堂是也(石清水はもと山寺の名なり。権現、男山に移坐ののち、東面堂を改めて南面となす。薬師堂これなり)」とあり、石清水八幡宮に先だって「石清水寺」という山寺があったと伝える。第1図-1～5は、中世の伝承に対する物的証拠となる可能性がある。その可能性を追究するために、石清水八幡宮が山城国と河内国の国境近くに立地するという点から問題を解きほぐしていく。

2. 古代国境の管理と機能—封鎖と交流—

石清水八幡宮は平安京の裏鬼門と言われる。東北(鬼門)で平安京を守護する比叡山延暦寺に対し、西南で平安京を守護するのが石清水八幡宮というわけだ。しかし、古代～近世を通じて大阪から京都に至る道はメイン・ストリートだから、石清水八幡宮は平安京の表玄関ともいえる。つまり、石清水八幡宮の歴史的重要性は、山崎津や淀津という淀川舟運の要衝を目前にし、西は難波津、東は平安京に至る水上交通の拠点という地理的立地に深く根ざす。また、陸上交通においても、南から男山、北から天王山が迫る八幡市・大山崎町は、平安京に至る官道の首根っこを押さえている。

石清水八幡宮が鎮座する男山丘陵は、京都府南部すなわち旧山背(城)国と、大阪府東部すなわち旧河内国・摂津国との国境近くを占拠する。国境に立地することは、石清水八幡宮の古代・中世史を理解する上で重要な意味がある。

人間が集団で生活すれば、おのずと政治領域、経済領域、生活圏、流通圏、交易圏などの領域や圏域が形成される。河川や丘陵などの自然境界物が領域や圏域の境界となるのは、ごく普通のことである。山城国と河内国の境界＝男山丘陵も、両国が行政的に確立する以前から、この地域に居住していた人間集団の領域や圏域を規定したことは容易に想像できる。しかし、律令国家の成立は、境界の見方や組織にも影響を及ぼす。

7世紀中頃～8世紀初頭にかけて、日本列島の北端と南端を除く地域が、60あまりの国と管下にある郡(評)－里(五十戸)という行政区に分けられ、土地と人民とを統一的に支配する体制が整う。律令体制である。「大化改新詔」として著名な『日本書紀』孝徳天皇の大化2(646)年元旦条の第二項は「初修京師、置畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・馭馬・伝馬、及造鈴契、定山河」と、地方行政組織とその長、境界警備や軍事防衛組織、行政区間の交通手段について規定する。

なかでも国境には関塞＝関所を置くことを定めている。考古学的調査で確認した古代関所跡は、近江－美濃国間の不破関、近江－伊勢国間の鈴鹿関ぐらいで、男山に山背－河内国間の関所＝関塞があったことを示す史料はない。しかし、天平5(733)年『出雲国風土記』意宇・神門・飯石・仁多の各郡条は、東の伯耆国、西の石見国、南の備後国に通じる幹道の堺にある関所(剗)を記載する。とくに、神門・飯石郡条では、石見・備後国の堺にある「常有(常設の)」関所と「但当有政時権置耳(有事の時だけに仮設する)」関所を並記しており、少なくとも、8世紀前半には、隣国に通じる幹道国境近くに関所を置いたことがわかる。『出雲国風土記』は、出雲国内の隣郡に通じる道も明記するが、そこに関所(剗)の記載はない。原則として、国境のみに関所を置いたことも間違いない。

古代の関所が機能したことは、出土した過所木簡からわかる〔永田2005〕。関所や度量衡について定めた「関市令」によれば、関所を通過するには、居住地の郡や国あるいは所属する役所に過所＝通行手形を申請する必要があった。令には実効のない規定もあるが、過所は木簡として出土しているので、旅行時に必要だったことは確実である。

たとえば、平城宮の朱雀門造営以前に奈良盆地を南北に縦貫していた下ッ道西側溝から出土した過所木簡〔『平城宮木簡二』1926号〕においては、近江国蒲生郡阿伎里の住人、阿伎勝足石のもとに田作人として来ていた阿伎勝伊刀古麻呂と大宅女の2人を、鹿毛で牡の七歳馬とともに藤原京に送りやることを、阿伎里長である尾治都留伎が関々司に宛てて書き記している。近江国から大和国にいたる複数の関でこの手形を提示し、奈良山を越え

て大和国に入った時点で不用になり廃棄したのである。一般農民や季節労働者も、移動に際して、移動手段となる馬の特徴も明記した過所木簡を携帯する必要があったのだ。

とすれば、山背・河内国の境になる男山丘陵、淀川北岸の山背・摂津国の境になる大山崎町と島本町の間には、関所があったことになる。後者に関しては、嵯峨天皇(786~842年)が山崎離宮(河陽宮)の景色を詠んだ「河陽十詠」と、それに和した廷臣の漢詩に「故関柳」「故関聴鶏」「過古関」と題した一首があり[『文華秀麗集』]、山崎の地にかつての山背・摂津国間の関所があったとわかる。

男山丘陵にあった関所を裏づける史料はないが、『日本後紀』延暦15(796)年9月1日条では、平安京遷都以来3年を経過し、男山の烽火は非常の備えとして不可欠なので、山城・河内両国による共同管理を命じている(「勅、遷都以来、于今三年。牡山烽火無所相当。非常之備、不可斲欠。宜山城河内両国、相共量定便处、置彼烽燧」)。石清水八幡宮が鎮座する以前、男山には烽火台があり、西から侵入者があれば都に通知できるようになっていたのだ。また、そうした国境施設を、両方の国が管理・運営したこともわかる。

境界施設を接した両国が管理するという体制は、対岸の山崎とを結ぶ山崎橋でも同様であった。天安元(857)年4月11日の太政官符「応差置橋守並令橋辺有勢人加檢校事」[『類聚三代格』卷一六「道橋事」]は、造山崎橋使の解に もとづいて、以下のように指示する。造橋工事は終わったが、橋には糞土が積もり易く、速やかに掃除をしないと朽損の原因になる。さらに河上にある蔵屋の舟船が、洪水時に引掛かかって橋梁を破損する。そこで、山城・河内両国に命じて、橋南北両辺に橋守を置き、かつ橋辺に居住する有勢人も加わって橋を管理させる。洪水時には、橋東にある舟船を橋西に追い下し、材木が流れ散らばらないように繫留せよ(「右得造山崎橋使解稱。造橋之事其功既畢。而今橋之為体、糞土易積、不早掃除、即致損朽。加以河上蔵屋舟船等、洪水之日擁塞柱下、橋梁破損職此之由。望請、仰山城河内等国、橋南北両辺令差置橋守。兼俾橋辺有勢人共加檢校。若有洪水可泛溢者、橋東舟船追下橋西。流散材木便令繫留。(以下略)」)。つまり、古代山崎橋は、山城・河内両国が官民一体で管理したのである。

山崎橋は関所ではないが、天皇崩御や内乱時には軍を出動させ封鎖した。たとえば「薬子の変」では、宇治・山崎両橋と与渡市津に兵を駐屯させ[『日本後紀』弘仁元(810)年9月戊申条]、承和9(842)年7月の「承和の変(橋逸勢の乱)」では、宇治橋・大原道・大枝道・山崎橋・淀渡の「山城国五道」を封鎖した[『続日本後紀』]。また、天安2(858)年8月の文徳天皇崩御時には、三関を固めるとともに、山城国司に命じ宇治・与度・山崎等道を「東南西三方通路之衝要也」という理由で警護させている[『日本三代実録』]。

中央で異変があると、東国へ通じる三関すなわち鈴鹿・不破・愛発関を塞いだ。固関である。しかし、固関は三関停廃後も実施されており、平安時代には儀式化していた。三関

停廢に際しては、兵器や糧備は美濃・伊勢・越前国府に運び込まれ、建物施設を所在する鈴鹿・不破・敦賀郡衙に移建した（「甲寅、勅伊勢・美濃・越前等国曰、置関之設、本備非常。今正朔所施、区宇無外。徒設関險、勿用防禦、遂使中内外隔絶、既失通利之便、公私往来、每致稽留之苦。無益時務、有切民憂。思革前弊、以適交通。宜其三国之関、一切停廢、所有兵器・粮備、運収於国府、自外館舎、移建於便郡矣」）〔『続日本紀』延暦8（789）年7月14日条〕。

関閥対象となった不破関や鈴鹿関は、美濃国・伊勢国側にあり、畿内に近い近江国は関与せず、美濃国・伊勢国が管理したらしい。それは、三関が軍事的には地方から中央に向かう人よりも、中央から地方へ下る人を警戒したという指摘〔岸1966〕とも関係する。東国に落ち延びて政権を奪取したのは天武天皇であるが、そうした先例が三関の軍事機能を際立たせたことになる。男山の烽火や山崎橋を山城・河内両国が共同管理する方法は、必ずしも関所一般に適用できる維持管理体制というわけではない。しかし、いずれにしても国境施設の管理・運営は、国すなわち現代風に言えば都道府県が担当したことになる。

関所の軍事的側面を強調すると、国境は排他的・封鎖的と評価される。しかし、国境は別世界へ通じる扉でもある。国境の意義としては、こちらの方がずっと大きい。国境近くの住民は、常に隣国を意識する。かっこよく言えば、国境近くで日常を過ごしていると、よりグローバルな感覚が身につく。これを痛感したのは、半世紀ほど昔、博多に出張したときだ。博多の町を歩くと、至る所にハンゲル表示の案内がある。京都府に住んで10年以上経過していたが、観光都市を標榜する京都には、当時、外国語表示による案内はほとんどなかった。博多に来た韓国人は自分で切符を買えるが、京都では無理だと思った。

最近では、京都でも英語・中国語・ハンゲルの三ヶ国表示が増えた。しかし、東京ディズニーランドほどは徹底していない。博多が国際都市であるのに対し、京都の国際感覚が鈍いことは平安時代も同じだった。平安貴族の日記を見ると、大宰府から緊迫する外交事案がもたらされても、お公家さんは先例などを調べ、陣定の席ではゆったりまったりと議論する。果たしてまともに外交問題に向き合うつもりがあるのか、イライラする。

古代の文献史料は制度的記載が多いので、国境のもつ交流機能、すなわち国境付近では物流・交易あるいは人の流れが顕著である事実を必ずしも記載しない。中世になると、輸送業者である馬借や車借が東は天津・三津（坂本）、西は淀渡・山崎を活動範囲とした話は11世紀に成立した『新猿楽記』に出てくる。物流の中枢を担う輸送業者が、京都をさんで西と東の国境付近にたむろしていたことになる。この場合の東西国境を規定したのは、琵琶湖舟運と淀川舟運である。このように国境は、軍事性を帯びた封鎖機能と物流の結節点という交流機能の、一見すると矛盾する2つの機能を兼ね備えているのだ。

3. 国境に立地する宗教施設—奈良時代にさかのぼる山寺—

石清水八幡宮(石清水寺)のような宗教施設が、国境近くに立地する意味は何か。古代にさかのぼる各地の山寺には、県境すなわちかつての国境近くに立地するものが多い。石清水八幡宮以外にも、比叡山延暦寺をはじめとする東山連峰の寺々(近江・山城国境)、信貴山寺(大和・河内国境)、笠置寺(山城・大和国境)、毛原廃寺(伊賀・大和国境)、大知波峠廃寺跡(静岡県湖西市、遠江・三河国境)、普門寺(愛知県豊橋市、遠江・三河国境)、中寺廃寺跡(香川県まんのう町、讃岐・阿波国境)など、私が関与した古代山寺も含めて、かつての国境近くに立地する山寺は少なくない。

教科書の知識では、古代日本の山寺は真言宗や天台宗など、平安仏教のもとで成立したと理解されている。しかし、古代山寺の考古学的な調査が進むと、すでに奈良時代に仏教施設が存在したり、少なくとも山林修行者が入り込んでいた事実が各地で確認されつつある。石清水八幡宮で採集された7世紀末～8世紀前葉の播磨の瓦も、その一例となる。

『僧尼令』禅行条によれば、禅行修道の目的で山居服餌を願う僧尼は、所属する寺院の三綱を通じ、在京者は僧綱・玄蕃寮、在外者は国郡の認可を得る必要があった(「凡僧尼、有禅行修道、意楽寂静、不交於俗、欲求山居服餌者、三綱連署。在京者、僧綱經玄蕃。在外者、三綱經国郡。勘実並録申官、判下。山居所隸国郡、每知在山。不得別向他处」)。重要なのは、地方で山林修行を認可した国郡は、山に籠もった僧尼を把握し、勝手に他所に移動しないよう監視せねばならない点だ。

仏教行事を司る僧尼が必要な法力をつけるには、山林修行は必須であった。しかし、律令体制下の僧尼は国家公務員であった[松尾1998]。近年は海外観光旅行が常態化し、国際化も相まって状況は大きく変わった。しかし、私が国家公務員だった初期の頃は、海外に行く時は旅程を申告し、帰国後、届出内容が厳守されたかパスポートをチェックされた。古代でも、国家公務員である僧尼が勝手に山に籠もり、行方しれずになることは言語道断だった。しかし、山は異界で、籠もった僧尼を監視するのは難しい。山林修業の場として国境近くの山が選ばれたのは、国境が国司が直接管理する場所であったからに他ならないであろう。

比叡山延暦寺は最澄が開いたことになっているが、比叡山に籠もった時、最澄は近江国分寺僧であった。「僧尼令」に従えば、最澄は近江国府の許可を得て比叡山に分け入ったことになる。近江国司は、少なくとも当初は、最澄が籠もった場所を把握していたはずだ。事実、最澄以前から、近江国司は比叡山を山林修行の場＝禅処(禅房)と位置づけていた。

『懐風藻』は、藤江守すなわち近江守であった藤原仲麻呂が詠んだ「比叡山にある亡父藤原武智麻呂ゆかりの禅房にある柳樹」の詩に、麻田連陽春が唱和した漢詩を収録する。

外従五位下石見守麻田連陽春 一首

五言 和藤江守詠禪叡山先考之旧禪処柳樹之作 一首

近江惟帝里 禪叡寔神山	近江はこれ帝里、禪叡はまことに神山。
山静俗塵寂 谷間真理専	山静けくして俗塵しずみ、谷しづけくして真理専らにあり。
於穆我先考 独悟闡芳縁	ああうるはしき我が先考、ひとり悟りて芳縁をひらく。
宝殿臨空構 梵鐘入風伝	宝殿 空に臨みて構え、梵鐘 風に入りて伝ふ。
煙雲万古色 松柏九冬堅	煙雲 万古の色、松柏 九冬に堅し。
日月荏苒去 慈範独依依	日月 荏苒として去り、慈範 独り依依たり。
寂寞精禪処 俄為積草堀	寂寞たり精禪のところ、俄に積草のにわになる。
古樹三秋落 寒花九月衰	古樹 三秋に落ち、寒花 九月に衰ふ。
唯餘両楊樹 孝鳥朝夕悲	ただのこす両楊樹、孝鳥 朝夕に悲しむのみ。

先考すなわち藤原武智麻呂は、正史（『続日本紀』）ではパツとしないが、仲麻呂がまとめた『家伝』下巻では、地方で善政を敷き、中央政治において安寧秩序をもたらし、建設造営事業で能力を発揮し、神仏を敬い宗教体制の確立に尽力した姿が描かれる。そのなかに、和銅5（712）年6月に近江守となり、和銅8（715）年正月に比叡（禪叡）山に登って柳樹一株を植えた記事がある。息子の仲麻呂が近江守だったのは天平17（745）年～天平勝宝元（749）年で、この時、父の業績を顕彰したのだろう。8世紀初めから、比叡山は山林修行の場として、近江守藤原武智麻呂によって開発されていたことになる。

延暦寺西塔地区宝幢院跡では、後期難波宮所用瓦に似た重圏文軒丸瓦が採集されており〔服部1968〕、国司による比叡山禪処の開発を推測させる。同様の例として、10世紀後半、山林修行僧・性空聖人が籠もった書写山円教寺では、性空が創建したと伝え、根本堂とも称される薬師堂下層から奈良時代の土器がまとまって出土している〔水口1986〕。播磨国府が所在する姫路市の北郊にある書写山は、播磨国分寺僧などの禪処＝禪房として開発されたはずだ。事実、播磨国府系「毘沙門式」軒平瓦も共伴しており、播磨国司の関与は動かしがたい。書写山円教寺の立地は国境ではないが、播磨国府に近接することから、国司が直接管理しやすい場所として選択されたのだろう。しかし、比叡山延暦寺も書写山円教寺も、現在に至る宗教活動の結果、国司が開発した禪処の実体はわからなくなっている。

国司が関与しても、山寺禪房の施設はさほど充実していなかった。円融上皇の命により性空を招聘するため書写山を訪れた使者が目撃したのは「持経者の房に行きて見れば、水浄き谷あひに三間の萱屋を造り、一間は昼いる所なめり。地火炉など塗りたり。次の間は

寝所なめり。薦をかけ廻らかしたり。次の間は普賢をかけたてまつりて他の仏おはしまさず。行道の跡、板敷に窪みたり。見るに清くたふときこと限りなし」[『今昔物語』第12巻第34話]という姿だった。山林修行を目的とした禅房のあるべき姿で、最澄が籠もった比叡山延暦寺や、石清水寺に瓦葺仏堂があったとしても小規模なものだったろう。

七堂伽藍とも称した平地寺院と山寺禅房の格差は、国司による寺院政策の反映である。『家伝』下巻によると、武智麻呂は和銅6年正月、管下寺院の荒廃を見聞。その対策を打ち出す。古代寺院研究者がしばしば問題にする「寺院併合令」[『続日本紀』靈龜2(716)年5月庚寅条]の原型である。「寺院併合令」研究者には、現代の行政改革の要領で古代寺院の削減をめざしたと理解する向きもある。しかし、同条前半で併合を命じた寺は「草堂」で、体裁が整っていないのに額や幢幡を根拠に寺として公認してもらい、寺領確保を目論んでいる。そのような「草堂」の檀越に、協力してきちんとした寺を建てるように指導し、完成した寺には財産目録を造らせ報告するよう諸国国司に命じている。一方、同条後半では、堂塔が完成しても僧尼がおらず、檀越が財物・寺領をほしいままにする事態を重くみて、国司・檀越などの俗人と国師・衆僧などの教団関係者が立会のもとで、財物・寺領を検収。中央に報告し、檀越の専制を押さえるように指導している。つまり、この詔を契機に、全国規模で寺院資財帳が作られるようになったのだ[水野1993、上原2014b]。

このような仏教政策を推進した藤原武智麻呂には、山林修行の場としての山寺を積極的に振興する計画があったらしい。つまり、天台・真言宗を中心に平地寺院よりも山寺を興隆させた平安時代初期の桓武天皇と同じ論理が武智麻呂にはあった。『家伝』下巻によれば、和銅5(712)年に近江守に就任して管内を視察し、荒廃した寺院の様子を確認した後、伊吹山(伊福山)に登ってヤマトタケル(倭武皇子)を偲び、次に天智天皇が造宮に着手した崇福寺(滋賀山寺)に詣でている。比叡山の山林修行の場(禅房)に柳の木を植えたのは、その後のことになる。

4. 石清水寺の播磨産瓦—その史的背景に関する憶測—

石清水八幡宮創建に先立つ播磨の瓦を使った石清水寺造営は、ほぼ武智麻呂の時代に該当する。『家伝』下巻で彼の業績をなぞると、和銅8年、改元して靈龜元(715)年には、武智麻呂は越前(気比)神宮寺造営など、積極的に地方仏教を興隆する。山寺振興策と神宮寺造営は、神仏習合指向という点で共通性がある。翌年10月に式部大輔となり、養老2(718)年9月に式部卿、養老3年7月に皇太子だった聖武天皇の東宮傅を拝命。養老5年正月に中納言、同年9月に造宮卿を兼務する。神龜元(724)年2月に知造宮事、神龜5年7月に播磨守兼按察使、翌年に大納言となり、天平3(731)年9月筑紫大宰帥を

兼任、天平6年に右大臣となるが、天平9年7月に病没する。近江守以後は中央の要職を歴任するが、その間に播磨守兼按察使や筑紫大宰帥などの地方行政にも関与している。

按察使の実態はよくわからないが、養老3(719)年7月13日、伊勢国守門部王を按察使として伊賀・志摩2国を管轄させたのははじめ、11名の按察使に某国守と隣接する数ヶ国を管轄させたのが、古代按察使のはじまりらしい(『続日本紀』)。畿内諸国を管下に置くことはなく、七道のなかで必ずしも同じ官道に属する諸国を管轄するとは限らない。たとえば、播磨国守下鴨朝臣吉備麻呂の場合は備前・美作・備中(山陽道所属)と淡路(南海道所属)の四国を管轄した。国という行政組織が円滑に動いていない状態で、地方行政をより包括的かつ強力に運営させたのであろう。

律令行政単位としての国を越えた、より包括的な施策が必要な分野と言えば、まっさきに交通政策が思い浮かぶ。外交使節が往来する最も重要な官道である山陽道駅家の瓦葺屋根を維持管理したのは国司であるが[今里1980・1995、高橋1995]、その端緒を築いたのは武智麻呂であると『家伝』下巻は主張する(「仍宮飾京邑及諸駅家、許人瓦屋楯壘渥飾」)。造宮卿として活躍した時も、厳麗な宮室で天皇の尊厳を人が知ったと評価されているので(「公将工匠等、案行宮内、仍旧改作、由是宮室嚴麗、人知帝尊」)、施設の外観を整えるのに指導力を発揮したように思える。

国境が果たす交流機能、国境管理主体である国司、仏教政策の推進、山寺禪房の創始、神仏習合の基盤作り、播磨守兼按察使、駅家瓦葺の端緒と連想の輪を広げると、7世紀末～8世紀前葉に西播磨産の瓦を山城・河内国境の山寺に供給する機会は、この時にあったように思われる。石清水八幡宮の前身寺院=石清水寺が、西播磨産の瓦で創建されたのは、按察使の制度と藤原武智麻呂の存在が背景にあったと考えるわけだ。ただし、武智麻呂が比叡山(延暦寺の前身寺院)を山寺禪房として開発したことを示す史料はあっても、武智麻呂と男山の石清水寺との関係を示す史料はない。

石清水寺で西播磨産瓦を使った史的背景として、もう一つの可能性がある。石清水八幡宮で出土する播磨の軒瓦には、11・12世紀に下る東播磨産のもの以外に、播磨国府系「国分寺式」軒平瓦もある(図1-3・4)[向井2005]。播磨国府系「国分寺式」軒瓦は奈良時代の瓦と理解するのが一般的だが[今里1980・1995]、「国分寺式」軒平瓦の中でも後出的なので、向井さんは石清水八幡宮造営時の瓦と考える[向井2005]。

しかし、播磨国府系「国分寺式」軒瓦は野口(麩寺)式軒瓦と同様、西播磨を中心に展開するので、八幡宮造営に先立つ石清水寺所用瓦と考えることもできる。野口(麩寺)式軒丸瓦(7世紀末～8世紀前葉)と播磨国府系「国分寺式」軒平瓦(8世紀中葉)が組み合って供給されたと考えることも不可能ではないが、後者が「国分寺式」軒平瓦の中でも

後出的である以上、両者は時期を隔てて石清水寺に供給された蓋然性が高い。とすると、西播磨地域と石清水寺の間にみる瓦の需給関係は一時的なものではなかったことになる。

そのように一地域が一定期間、特定寺院に瓦を貢納する体制として、寺領庄園が想定できる。具体的には天平 19 (747) 年の『大安寺縁起并流記資財帳』に記載された山背国相楽郡所在の大安寺庄＝棚倉瓦屋（石橋瓦窯）から、大安寺創建瓦を大安寺へ供給した実例がある [井手町教委 2011、上原 2014b]。残念ながら、石清水寺の寺領庄園に関する史料はない。しかし、石清水八幡宮が石清水寺の庄園を継承したとすれば、保元 3 (1158) 年 12 月 3 日の左弁官が石清水八幡宮并宿院極楽寺に下した「官宣旨」（『平安遺文』2959 号文書）において、「宮寺領」として播磨国継庄・船曳庄・魚吹別宮、「極楽寺領」として播磨国蟾原庄・松原庄・赤穂庄を掲載する。ただし、列記した庄園所在国は、山城・河内・摂津国を中心に、東は相模国、北は佐渡国、西は周防・土佐・伊予国、南は紀伊国に及び、西播磨がとくに顕著というわけではない。

加えて、8～10 世紀の寺院資財帳にみる寺領庄園は、大安寺のような官営大寺院や皇族発願寺院は所在地・所在国を越えて広範に分布するが、在地性が強い氏寺や山寺などは所在地周辺に集中する [上原 2014 b、上原 2015]。ちっぽけな山寺である石清水寺の庄園が西播磨にあったと主張するのは、躊躇せざるを得ない。以上、石清水八幡宮の前身寺院＝石清水寺に西播磨産瓦がもたらされた史的背景に関する憶測を二つを披露した。いずれも決定的な証拠を欠くが、今後、機会があればさらに検討を深めていきたい。

（うえはら・まひと＝当調査研究センター理事・京都大学名誉教授）

参考文献

- 天沼俊一『統家蔵瓦図録』田中平安堂 1926 年
 井内潔『播磨の古瓦資料Ⅲ 加古川市野口町野口廃寺』井内古文化研究室報 13 1975 年
 井内古文化研究室『東播磨古代瓦聚成』真陽社 1990 年
 井手町教育委員会『石橋瓦窯跡発掘調査報告書－第 2～8 次調査－』京都府井手町文化財調査報告 13 集 2011 年
 今里幾次『播磨考古学研究』今里幾次論文集刊行会 1980 年
 今里幾次『播磨古瓦の研究』真陽社 1995 年
 上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」（『古代研究』13・14 号、(財)元興寺文化財研究所）1978 年
 上原真人「古代の終焉と播磨の瓦生産」（『明石の古代Ⅱ』発掘された明石の歴史展実行委員会・明石市）2014 年 a
 上原真人『古代寺院の資産と経営』すいれん舎 2014 年 b

京都府埋蔵文化財論集 第7集

- 上原真人「寺院資財帳から国分寺を考える」(『瓦・木器・寺院－ここまでの研究 これからの考古学－』すいれん舎) 2015年
- 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』塙書房) 1966年
- 高橋美久二『古代交通の考古地理』大明堂 1995年
- 永田英明「通行証」(『文字と古代国家3 流通と文字』吉川弘文館) 2005年
- 服部清道「西塔宝幢院址と遺瓦－比叡山考古ノ4－」(『史迹と美術』390号 史迹美術同致会) 1968年
- 播磨考古学研究集会『古代寺院から見た播磨』第3回播磨考古学研究集会資料集 2002年
- 星野猷二・宇佐晋一『器瓦録想』伏見城研究会 2004年
- 松尾剛次『新版 鎌倉新仏教の成立－入門儀礼と祖師神話－』吉川弘文館 1998年
- まんのう町教育委員会『中寺廃寺跡』まんのう町内遺跡発掘調査報告書第3集 2007年
- まんのう町教育委員会『中寺廃寺跡 平成21年度』まんのう町内遺跡発掘調査報告書第7集
2010年
- 水口富夫「薬師堂出土遺物について」(『1000年の歴史を秘める 書写山円教寺』兵庫県立歴史博物館開館3周年記念特別展) 1986年
- 水野柳太郎『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館 1993年
- 向井佑介「石清水八幡宮の瓦」(『古代摂河泉寺院論攷集』第2集、摂河泉古代寺院研究会・摂河泉文庫)
2005年
- 八幡市教育委員会『石清水八幡宮境内調査報告書』八幡市埋蔵文化財発掘調査報告書第56集
2011年